

# 福祉避難所施設連携連絡 (避難確保計画作成)

令和 2 年 9 月 1 8 日

1

## 本日の説明内容

- 1 市役所からの災害時における情報伝達手段について
- 2 水防法の改正、津波防災地域づくりに関する法律の内容について
- 3 浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況について
- 4 災害時の情報収集について
  - (1) 洪水編
  - (2) 津波編
- 5 避難確保計画作成方法について (洪水・津波)
- 6 避難確保計画の提出方法について
- 7 質疑応答

2

# 1 市役所からの災害時における 情報伝達手段について

あま市役所 総務部 安全安心課

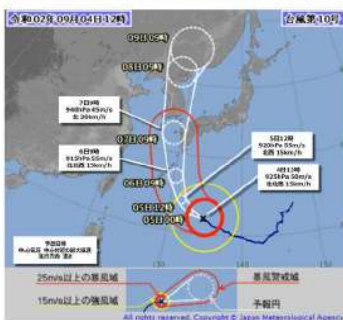
## 令和2年台風10号による大雨

6日から7日頃にかけて、警報級の大雨となる可能性があり、特に山地の東から南斜面を中心に総降水量が多くなるおそれがあります。

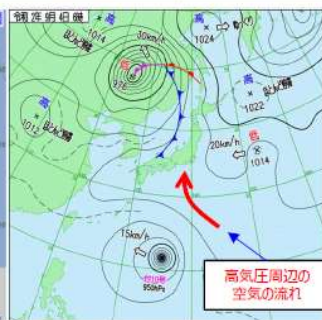
予想雨量 (多い所)	5日12時までの24時間降水量	6日12時までの24時間降水量	7日12時までの24時間降水量
愛知県	100ミリ	50～100ミリ	100～200ミリ
岐阜県	80ミリ	50～100ミリ	100～200ミリ
三重県	80ミリ	50～100ミリ	200～300ミリ
静岡県	80ミリ	50～100ミリ	100～150ミリ

日	4日	5日	6日	7日	8日
時	12-18	18-6	6-24		
愛知県	大雨 波浪				
岐阜県	大雨				
三重県	大雨 波浪				
静岡県	大雨 波浪				

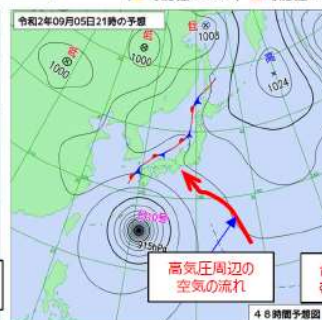
大雨、波浪の警報級となる可能性のある期間  
(●可能性がある、■可能性が高い)



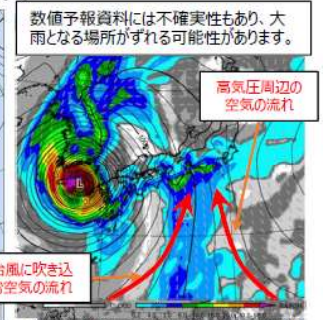
台風進路予想図 (9月4日12時)



地上天気図 (9月4日9時)



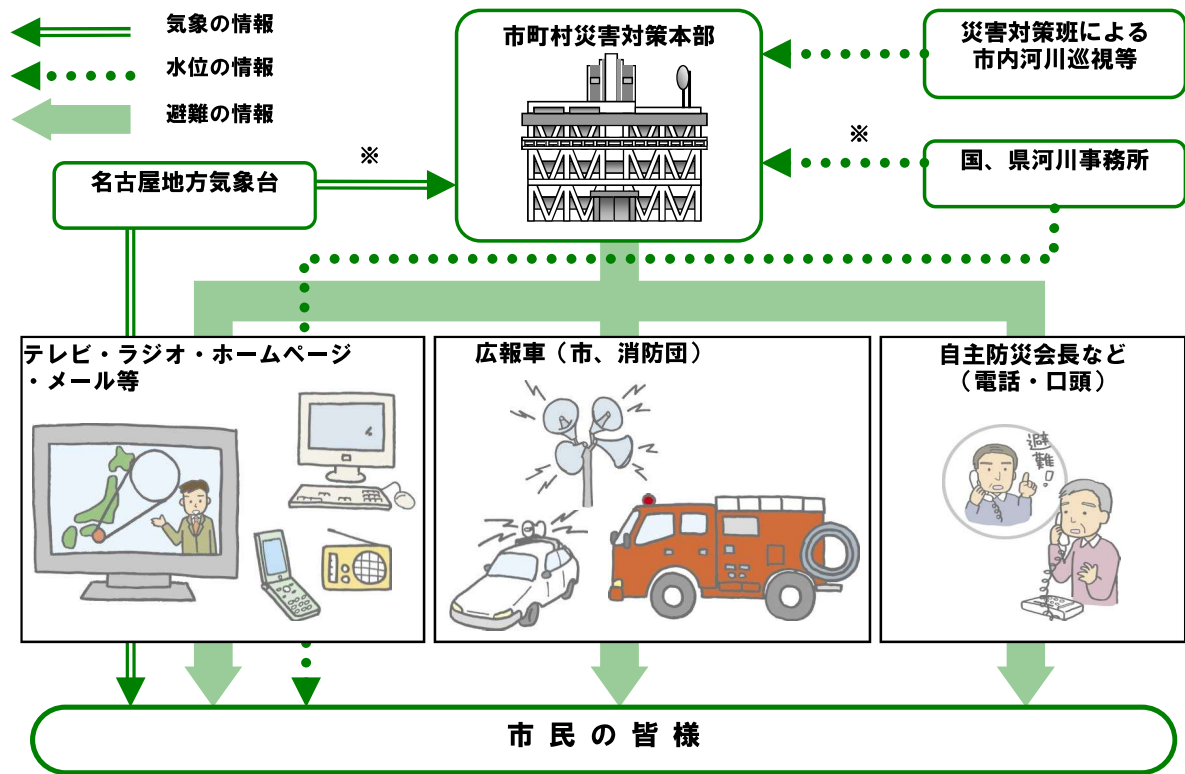
予想天気図 (9月5日21時)



数値予報による地上気圧と3時間  
降水量予想図 (9月7日15時)




# 災害情報の伝わり方！



※ 愛知県防災行政無線により伝達されます。

## あま市防災情報メール登録手順

- QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信してください。



QRコードの読み取り出来ない場合は、bousai.ama-city@raidenc.ktaiwork.jp宛に空メールを送信してください。
- 数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きます。

愛知県あま市防災情報メール

メールサービスの仮登録が完了しました。まだ登録は完了していませんので、以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。

<https://.....>

ここを選択して決定ボタンを押す
- 「次へ」を押します。

ユーザー情報登録

○メールアドレス  
.....@.....

次へ

※一部の携帯電話では、SSL通信エラーが発生します。その際は、安全安心課へご連絡ください。
- 「登録」を押します。

設定内容の確認

次の内容でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。

○メールアドレス  
.....@.....

戻る 登録
- 登録完了です。

登録の完了以上で登録手続きは完了です。

数分以内に、登録完了のお知らせメールが届きます。このメールには、配信解除用のURLが記載されています。

**利用登録の注意点**

- ・迷惑メール対策をしている場合は ama-city@raidenc.ktaiwork.jpからのメールを受信できるように設定してください。
- ・空メールが送信できない場合は、本文に何か1字入力してから送信してください。

09月04日08時59分更新

あま市

市町村選択

【七宝保健センター】

場所：桂字弥勒 2 8

電話：052-441-5665

【美和保健センター】

場所：花正字中之割 2

電話：

【甚目寺総合福祉会館】

場所：西今宿馬洗 4 6

電話：

自治体が発表した情報をそのまま表示しています  
末尾に（NHK）とある場合は、NHKの取材情報です

交通への影響 東海道新幹線「のぞみ」午前9時ごろから本数を減らし運転の予定

台風21号

避難所情報は QRコードで検索可能

他市区町村の情報をご覧になるには  
決定ボタンで地域選択してください

愛知県 川の防災情報

トップ 概況図 雨量 水位 潮位 ダム カメラ レーダ雨量 警報・注意報 洪水予報河川/水位周知河川 観測局一覧 お知らせ一覧



時間 10分

- 尾張東部
- 尾張西部
- 知多地域
- 西三河南部
- 西三河北西部
- 東三河南部

水位表 (10分) 尾張西部

ページ移動: 6 / 6 観測時刻 2020年09月08日 09時00分

更新

観測局名	三集		祖父江		曾野		新屋	
	詳細		詳細		詳細		詳細	
水系名	日光川		日光川		庄内川		日光川	
河川名	日光川		稲内川		五桑川		福田川	
氾濫危険水位 [m]	(4.66)		★2.10		★4.05		★0.95	
避難判断水位 [m]	--		★1.60		★3.65		★0.70	
出動水位 [m]	(3.59)		(1.30)		(3.15)		(0.60)	
氾濫注意水位 [m]	(2.90)		(0.75)		(2.60)		(0.25)	
水防団待機水位 [m]	(2.03)		(0.10)		(1.85)		(-0.10)	
月/日 時:分	水位 TPm		水位 TPm		水位 m		水位 TPm	
09/07 09:10	1.48		-0.70	↑	1.47		-0.42	
09/07 09:20	1.49		-0.58	↑	1.46		-0.46	↓
09/07 09:30	1.66	↑	-0.39	↑	1.45		-0.47	
09/07 09:40	2.09	↑	-0.14	↑	1.44		-0.47	
09/07 09:50	2.44	↑	0.12	↑	1.43		-0.41	↑
09/07 10:00	2.71	↑	0.28	↑	1.42		-0.31	↑
09/07 10:10	2.93	↑	0.38	↑	1.42		-0.19	↑
09/07 10:20	3.25	↑	0.46	↑	1.42		-0.02	↑
09/07 10:30	3.56	↑	0.51	↑	1.43		0.14	↑
09/07 10:40	3.78	↑	0.55	↑	1.46		0.29	↑
09/07 10:50	3.91	↑	0.59	↑	1.52		0.41	↑
09/07 11:00	3.99	↑	0.68	↑	1.58		0.50	↑
09/07 11:10	4.07	↑	0.77	↑	1.64		0.60	↑
09/07 11:20	4.13	↑	0.84	↑	1.70		0.68	↑
09/07 11:30	4.18	↑	0.87	↑	1.86		0.73	↑
09/07 11:40	4.18		0.88		2.08		0.78	↑
09/07 11:50	4.17		0.88		2.27		0.80	↑
09/07 12:00	4.14	↓	0.89		2.39		0.82	↑
09/07 12:10	4.11	↓	0.89		2.47		0.82	↑
09/07 12:20	4.07	↓	0.88		2.51		0.82	↑
09/07 12:30	4.00	↓	0.85	↓	2.53		0.83	↑
09/07 12:40	3.94	↓	0.84	↓	2.53		0.83	↑
09/07 12:50	3.89	↓	0.81	↓	2.51		0.82	↑

■ 水防団待機水位超過 ■ 氾濫注意水位超過 ■ 出動水位超過 ■ 避難判断水位超過 ■ 氾濫危険水位超過

\*\* 欠測 -- 未収集 ↑: 上昇中 ↓: 下降中

★は水防警報 (水位周知) 基準水位, ( )は水防警報 (水位周知) 基準水位ではないが、参考値としての水位

天気予報



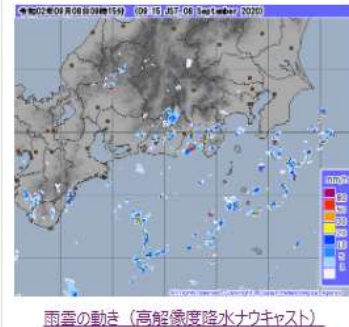
東海地方 愛知県 時系列予報

注意報・警報



東海地方 愛知県の発表状況

ナウキャスト (降水・雷・竜巻)



雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)  
レーダー・ナウキャスト

警報級の可能性



雨雲の動き



土砂災害



浸水害



洪水

地域時系列予報  
(愛知県)

注目の情報

- [警報・注意報](#)
- [気象情報](#)
- [津波警報・注意報](#)
- [地震情報](#)
- [南海トラフ地震関連情報](#)
- [台風情報](#)
- [生物季節観測](#)
- [冬の季節現象](#)
- [東海地方の天候のまとめ](#)

トピックス

- 令和2年10月6日に防災講演会あいちを開催します。(2020.9.1)
- 大雨特別警報と警戒レベルの関係を分かりやすくします。(2020.8.21)
- 令和2年8月6日13時より愛知県の洪水警報・注意報基準を変更します。(2020.8.6)
- 令和2年7月3日からの豪雨に対して「令和2年7月豪雨」と名称を定めました。(2020.7.9)
- 令和2年7月2日13時より愛知県の洪水警報・注意報基準を一部変更します。(2020.7.2)
- 「気象業務いま2020」を刊行しました。(2020.6.1)
- 教育関係の方ページの防災学習総合項目に「ちよこつぼうさい」教材へのリンクを掲載しました。(2019.8.28)

新着情報

- 令和2年9月4日の大雨に関する愛知県気象速報を掲載しました。(2020.9.7)

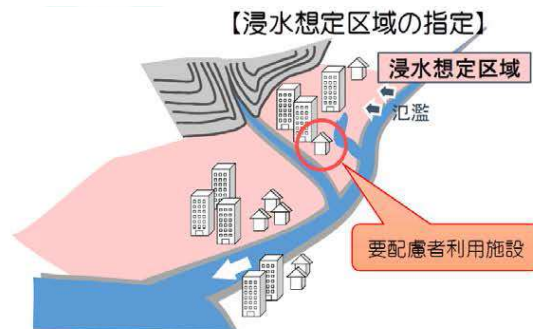
## 2 水防法の改正、津波防災地域づくりに関する法律の内容について

愛知県 建設局 河川課

# 水防法の改正・津波法の適用

浸水想定区域内及び津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が**義務\***となりました。

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

※対象施設は市町村地域防災計画に定められた施設

## 【津波災害警戒区域の指定】

- 令和元年7月30日愛知県では「津波防災地域づくりに関する法律(津波法)」に基づく「**津波災害警戒区域**」が指定されました。
- 想定最大クラスの地震由来の津波の到達エリアと「基準水位」が明示されています。
- このエリア内で市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が対象。



# 水防法の改正・津波法の適用

## ① 避難確保計画の作成

－ 「避難確保計画」とは、水害や津波が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画

- ・ 防災体制・避難誘導 ・ 施設の整備 ・ 防災教育及び訓練の実施
- ・ 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- ・ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

## ② 市町村長への報告

－ 避難確保計画を作成・変更したときは、**市町村長に報告**する必要があります。

## ③ 避難訓練の実施

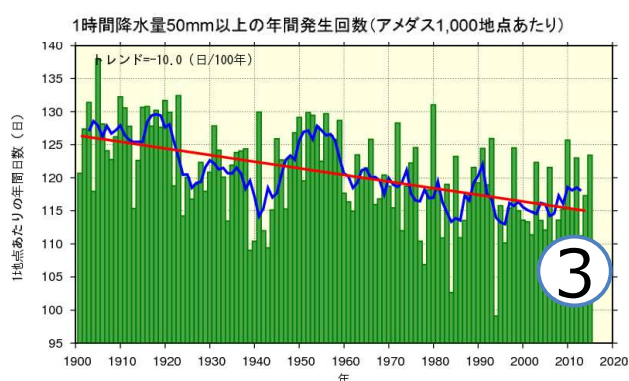
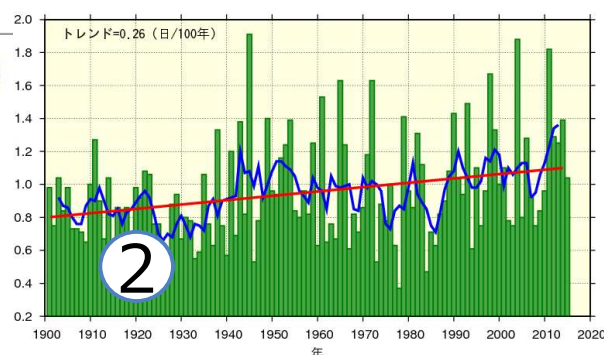
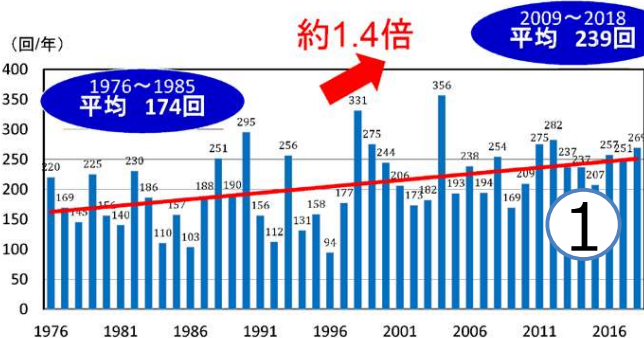
- － 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。
- － 情報伝達体制や避難誘導の確認を行う。
- － 津波法では避難訓練の結果を**市町村長に報告**する必要があります。

15

## ■ 極端な雨の変化傾向

- ・ **“非常に激しい雨”や大雨の頻度は増加傾向。**
- ・ **一方、降水日数は減少傾向。**

○ 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が約30年前の約1.4倍に増加



- ① 1時間降水量50ミリ以上の年間発生回数 (1976年～)
- ② 日降水量100ミリ以上の年間日数 (1900年～)
- ③ 雨の降る日 (日降水量1.0ミリ以上) の年間日数 (1900年～)

16



# 過去の水害の振り返り

- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。
- この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**



出典)「水害・土砂災害に備えて ～洪水等に対する警戒避難について～  
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水災害予報センター」資料より

17

## 過去の水害の振り返り

### ● 平成28年 岩泉町の高齢者グループホームの被害に関する主な動き

#### 【施設管理者】：避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では**避難マニュアルがなかった**ため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。
- 『**避難準備情報**』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、施設管理者に**理解されていなかった**。(9:00頃に町全域に発令)
- 町からの状況報告依頼(16:40)があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位を報告。その時点では**5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があるため、避難を開始する必要はないと理事は判断**。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、**大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没**。(19:45)

#### 【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、**県は浸水想定区域も公表していなかった**。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、**町長に報告されなかった**。(17:20)

## 【参考資料】過去の水害の振り返り



岩泉町全般、役場に関すること  
被災した社会福祉施設に関すること

- 被害当日の要配慮者利用施設の対応状況は下表のとおりでした。
- 計画を作る前に、この資料を読んで、イメージしてみてください。

時刻	8月30日の主な動き
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表
9:00頃	● <b>岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令</b>
10:16	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 <b>避難勧告を発令（安家（あつか）地区の一部133世帯（小本川流域外））</b>
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した
16:40頃	● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像（16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位）を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 <b>5年前の台風の水害被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。</b>
16:47	● <b>盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話</b> 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」
17:20頃	● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話 ● 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」（岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた） ● <b>岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。</b>
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。 <b>管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。</b> 車を順次高台へと移動させていったが、4住復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸
18:00頃	● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。 <b>この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。</b> ● <b>楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。</b> グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階（居室なし）から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、 <b>2階にいた入所者を3階に避難させた。</b> エレベーターが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。
19:45頃	● <b>楽ん楽んの1階が水没</b> （天井近くの時計がこの時刻で停止）

出典）内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会（第1回）資料の一部・加筆修正

# 災害後の新聞報道

## 洪水浸水想定区域の改正契機（らんらんの例）

2019. 8. 21 中日

**高齢者施設浸水 遺族と和解成立**  
岩手、16年の台風被害

一〇一六年八月の台風10号の豪雨で浸水した岩手県岩泉町の高齢者施設「楽ん楽ん」の入所者九人全員が死亡した問題で、うち六人の遺族計十七人が施設の運営法人に計約一億一千四百十五万円の損害賠償を求めた訴訟は二十日、盛岡地裁（中村恭裁判長）で和解が成立した。施設側は「判断ミスで入所者を避難させる義務を怠った」と謝罪し賠償金を支払う。金額は非公表。遺族が望んだ通り、命日の今月二十日より前に和解が成立。母親八重樫チャさんが

ん「当時（ふれんどりー）をしくした埼玉県所沢市の写真家信之さん（ふれんどりー）は和解後の会見で「譲れなかった施設側の謝罪と法的責任を和解内容に入れてもらった」と語った。訴状によると、一六年八月三十日午前九時ごろに「避難準備情報」が出たが、施設側は避難に踏み切らず、その後、近くの小本川が氾濫し施設が浸水して九人が死亡した。

施設側は昨年七月の第一回口頭弁論で請求棄却を求め、一方で、道義的責任から被害者一人当たり百万円の弔慰金を支払うとしていた。



## 出水時における迅速な避難に寄与した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会(前期・後期)」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を見直し・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

**【川越キングスガーデン】**

- ・避難確保計画を作成(平成29年)
- ・避難訓練の実施(毎年実施)
- ・避難確保計画作成の講習会に参加(平成30年11月)
- ・避難確保計画の見直し・提出(平成31年1月)

↓

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

**台風第19号時の川越キングスガーデンの対応**

12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始  
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告

**注意** 川越市より越辺川破壊の情報提供

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



【決壊箇所】

【特別養護老人ホーム 川越キングスガーデン】

スロープ・階段によりC棟(2階)へ避難



【特別養護老人ホーム 川越キングスガーデン】  
利用者100人

A棟 B棟 C棟

## グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

**施設の概要・取組**


<施設の概要>

- 平屋の建物に27名(メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名)の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m~2.0mの浸水が想定される。

<施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。

**平成30年7月豪雨における避難の概要**



施設周辺図

【避難先】  
ながい内科クリニック

浸水深(m)


- 0.01~0.5
- 0.5~1.0
- 1.0~2.0
- 2.0~5.0

グループホーム  
メディフル藤田、  
藤田東館

岡山市防災情報マップ

**【事前の周知】**  
大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

**【配車表を活用】**  
計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。




**避難の時系列**

避難準備・高齢者等避難開始 発令  
7月6日 6:30


避難開始  
7月6日 00:00

避難完了  
7月6日 12:00

避難指示 発令  
7月6日 22:45



メディフル藤田、藤田東館



ながい内科クリニック

※ 両施設とも、医療法人よつば会が運営

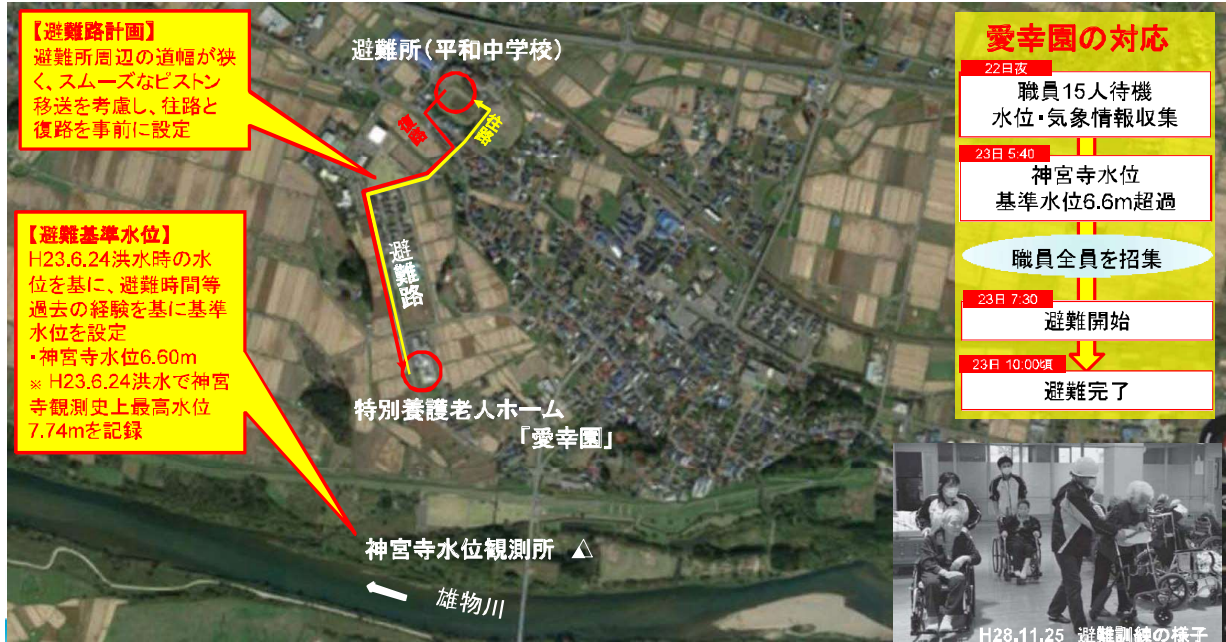
# 特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

## 【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正(平成28年10月)
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での  
迅速な避難



## 3(1) 浸水想定区域の指定状況 (洪水)

愛知県 建設局 河川課

# 洪水予報河川、水位周知河川の指定

- 洪水により、相当な損害を生じるおそれがある河川を**洪水予報河川**、**水位周知河川**に指定

## ○洪水予報河川

新川、天白川、日光川  
境川、逢妻川（5河川）

### 【洪水予報】

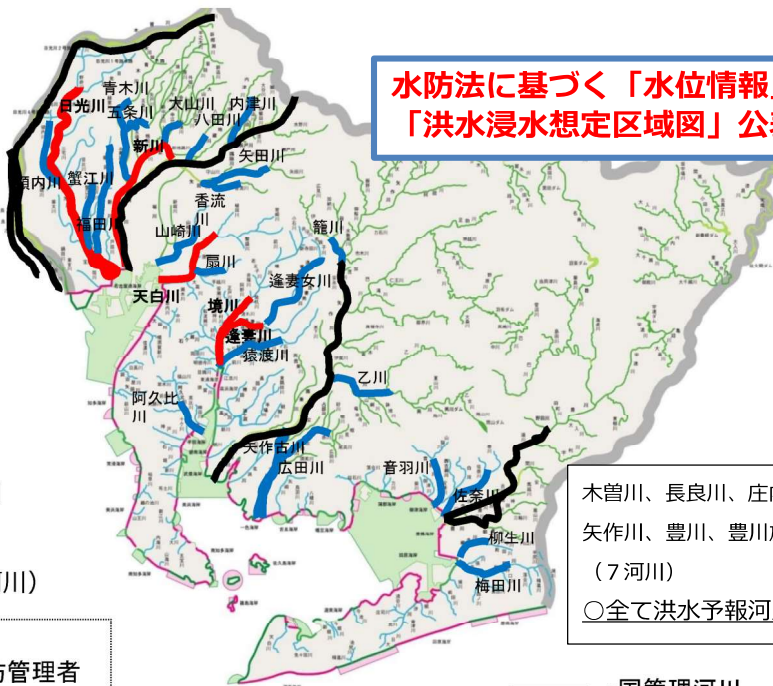
気象台と河川管理者が共同で洪水予報を水防管理者等に通知すると共に報道機関を通じ一般に周知

## ○水位周知河川

八田川、矢田川、香流川、内津川  
扇川、山崎川、大山川、五条川  
青木川、領内川、蟹江川、福田川  
阿久比川、矢作古川、乙川、広田川  
猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川  
柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）

### 【水位周知】

避難判断水位への到達情報を水防管理者等へ周知

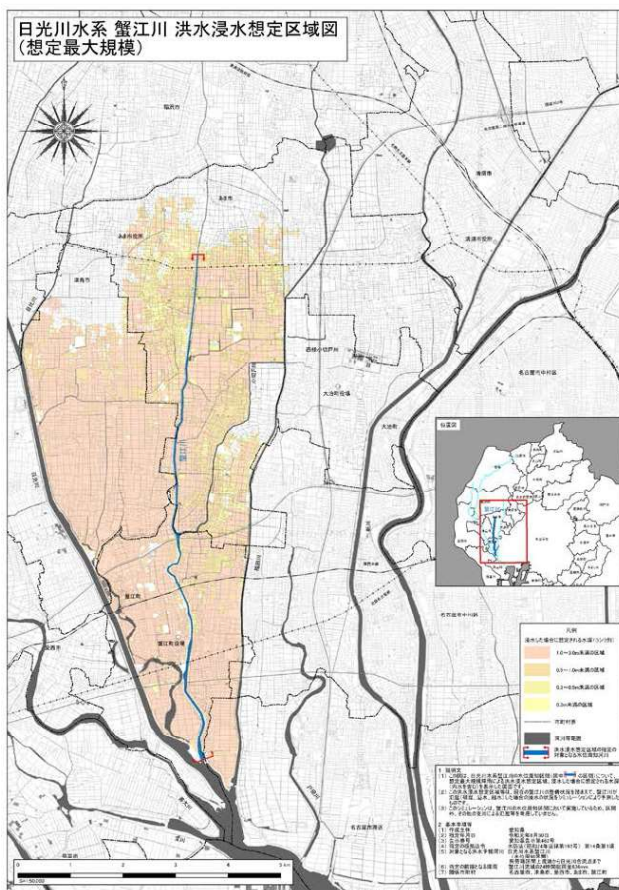


# 浸水想定区域図

- 浸水想定区域図は、洪水予報河川・水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示す図

蟹江川 洪水浸水想定区域図→  
(想定最大規模)

「愛知県河川課ホームページ」





# 浸水深と建物のイメージ

- 浸水想定区域図には、その地点での浸水想定深（想定される水の深さ）が示されています。

0.5m～3.0mの浸水では…

1階軒下まで浸水

ドアが開かない

0.5m以下の浸水では…

1階床下が浸水

歩行困難

下図に色を塗って確認！

5.0m

3.0m

1.0m

0.5m

0.3m

31

# 浸水想定区域図の確認方法

※原図は市役所・管轄河川事務所・建設事務所等にて閲覧できます。

- 国・県のWEBサイトからダウンロード（PDFデータ等）

愛知県 Aichi Prefectural Government

利用について 読み上げ・ふりがな 背景色 白 黒 青 文字サイズ 標準 拡大 G 言語を選択

組織でさがす > カレンダーでさがす > 目的でさがす > Google Custom Search 検索

ホーム > 暮らし・安全・環境 > 観光・文化・スポーツ > 健康・福祉 > 教育・子育て > しごと・産業 > 県政情報

現在地 ホーム > 組織でさがす > 河川課 > 愛知県 洪水浸水想定区域図

## 愛知県 洪水浸水想定区域図

印刷用ページを表示する 掲載日: 2018年3月23日更新

### 洪水浸水想定区域図とは

洪水浸水想定区域図は、洪水予報河川もしくは水位周知河川に指定することに合わせ、水防法の第14条に基づき告示するものです。水防法は洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎ、その被害を軽減することによって公共の安全を保持することを目的に制定されています。洪水浸水想定区域図は、その水防法において洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川について、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として指定するものです。本結果は一定の条件の下で算定されたものであります。算定条件については、各図に説明が記載されておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 洪水浸水想定区域図の閲覧方法

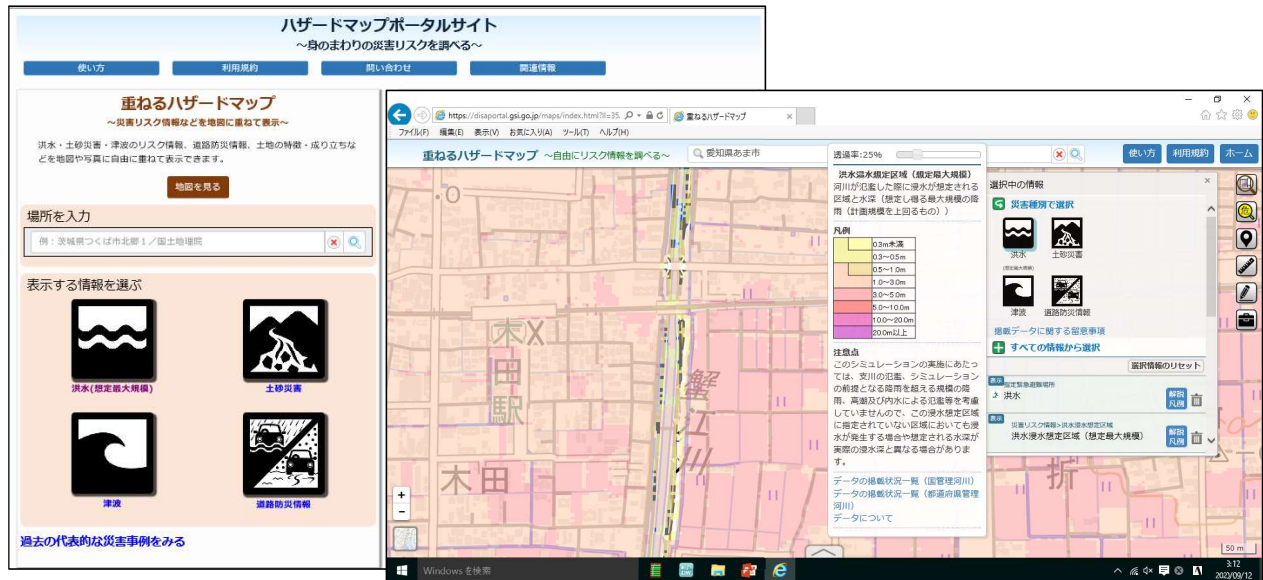
愛知県において、洪水浸水想定区域は28河川で公表しております。

32



# 簡易な浸水想定深の確認方法①(国交省HP)

- 国では浸水想定区域図を簡単に確認するサービスを提供しています(住所検索可)
  - 国土交通省「重ねるハザードマップ」 ※ポイント浸水深表示可。ただし河川毎の表示切替はできません
  - 津波・土砂を含めリスクまとめて表示も可

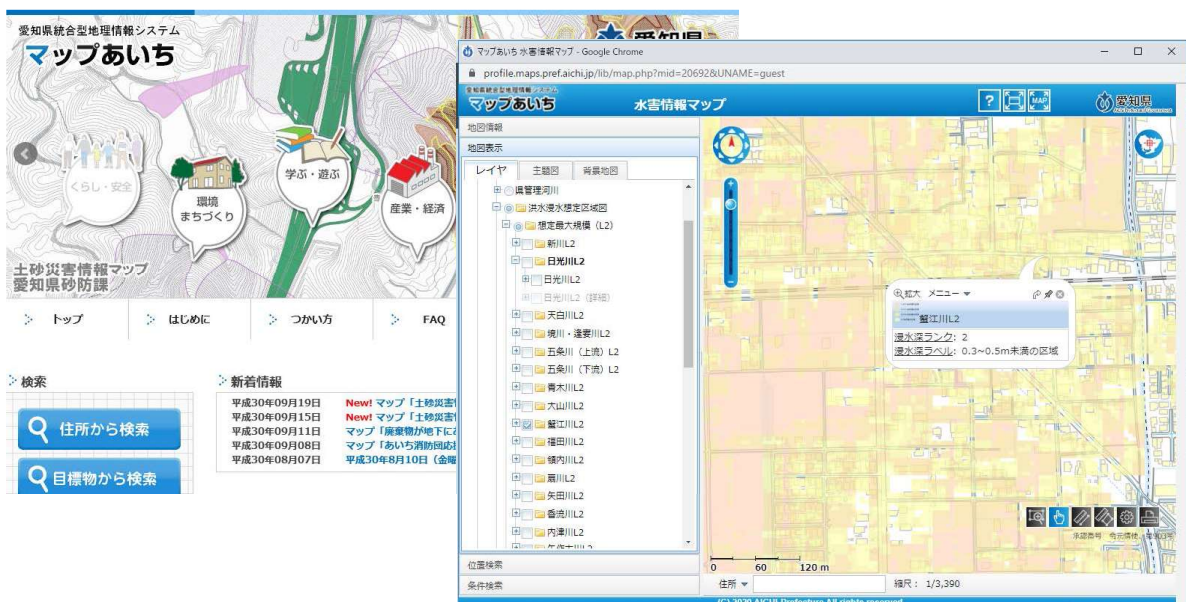


33

# 簡易な浸水想定深の確認方法②(愛知県HP)

- 県では浸水想定区域図を簡単に確認するサービスを提供しています(住所検索可)
  - 愛知県「マップあいち 水害情報マップ」

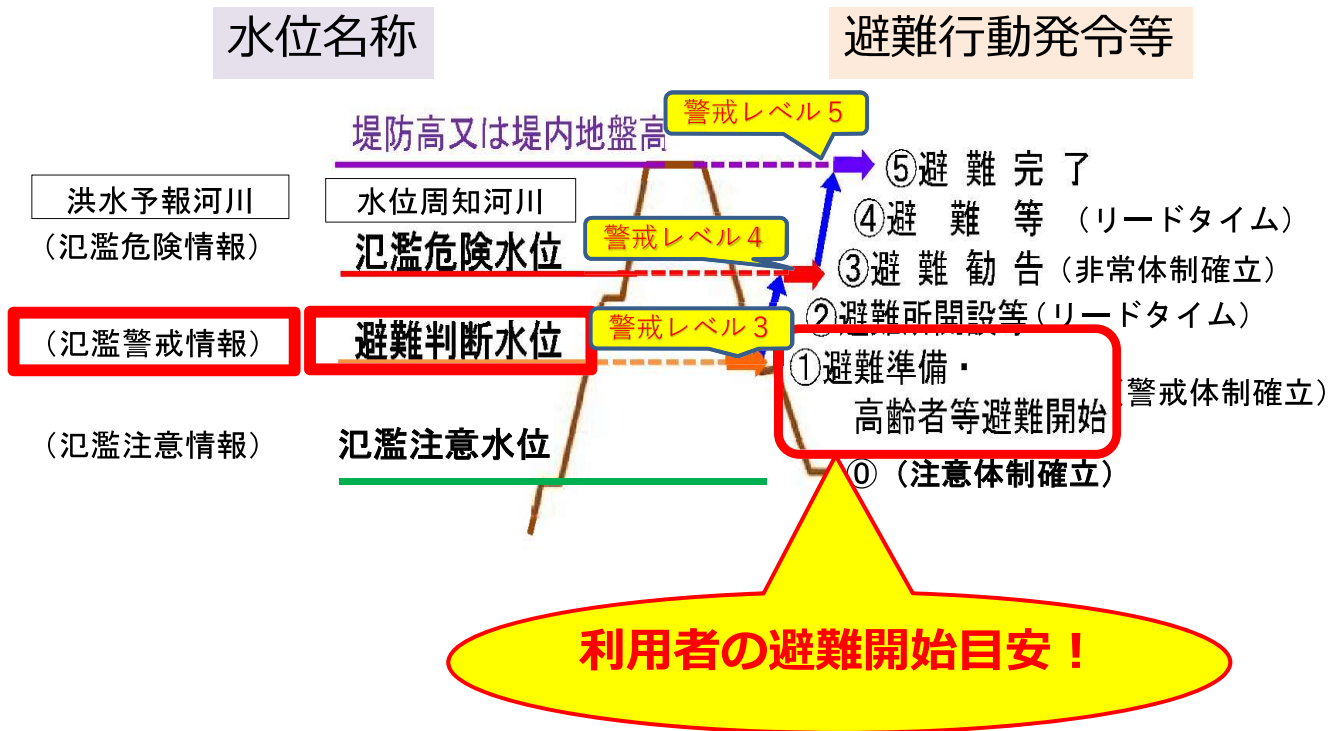
※河川ごとの表示可能。県管理河川についてのみポイント浸水深表示できるようになりました



34

# 目安となる河川水位

- 水位情報と水位名称、避難行動発令等の目安



35

## 3(2) 津波災害警戒区域の指定状況

愛知県 建設局 河川課

36

# 愛知県の津波災害警戒区域等の指定概要(1/2)

津波災害警戒区域が令和元年7月30日に指定されました

津波災害警戒区域の指定概要(津波防災地域づくりに関する法律第53条)

## 1. 津波防災地域づくりに関する法律の趣旨

東日本大震災で津波による被害が甚大であったことから、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進することを目的としている。

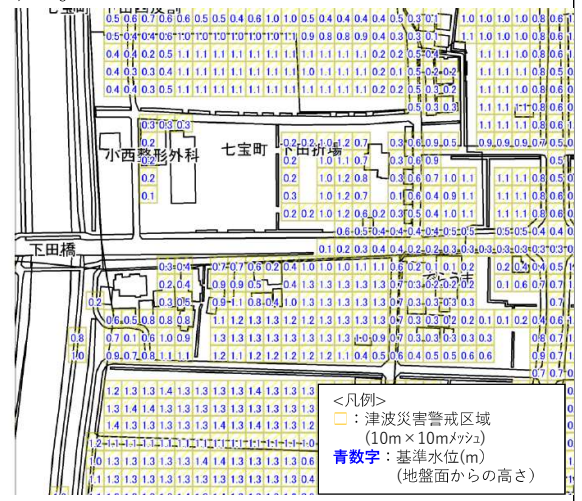
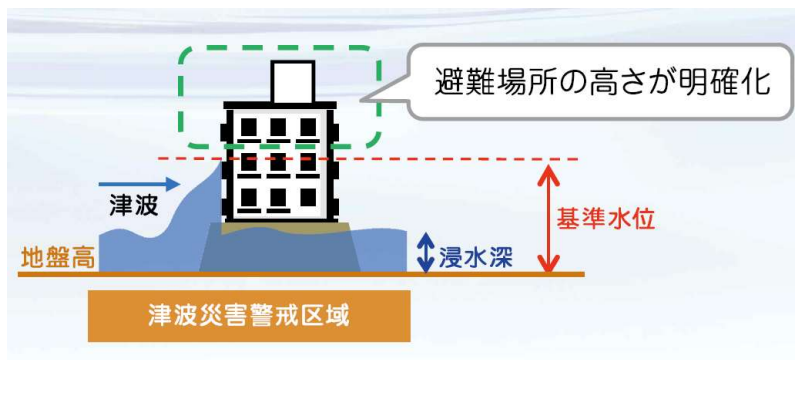
## 2. 「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」の特徴

津波災害警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域を対象に都道府県知事が指定できる。

津波から「逃げる」ための有効な高さの目安として「基準水位※」を表示する。

⇒津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される

※基準水位:津波の浸水深に建築物等への衝突による津波の「せき上げ高」を加えた水深のこと



# 愛知県の津波災害警戒区域等の指定概要(2/2)

## 1. 本県における「津波災害警戒区域」の指定

昨年7月に指定した津波災害警戒区域の範囲は、平成26年11月公表の「愛知県津波浸水想定」と同じ区域あま市を始めとする関係する26市町村※を一括でしている

※関係市町村:名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

## 2. 「津波災害警戒区域」の指定後に生じる義務

・市町村の義務

⇒市町村地域防災計画の修正

ハザードマップの作成

・要配慮者利用施設(地下街、社会福祉施設、学校、医療施設等)の所有者・管理者の義務

⇒避難確保計画の作成、訓練の実施

・宅地建物取引業者等の義務

⇒宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

※津波災害警戒区域においては、土地利用自体に規制はかからない

津波災害警戒区域内の「要配慮者利用施設(社会福祉施設等)」で市町村地域防災計画に定められた施設は避難確保計画作成等と市町村への報告が義務化！！

# 津波災害警戒区域等の確認方法

「マップあいち」による簡易検索(住所検索可能)※原図は市町村役場等にて閲覧可

【津波災害情報マップへのアクセス方法】  
愛知県公式HP (https://www.pref.aichi.jp/)  
① マップあいち  
⇒②くらし・安全  
⇒③津波災害情報マップ

「基準水位」チェックするとエリアと水深が黄色表示

スケール拡大・スクロール可

黄色:津波災害警戒区域  
メッシュ内の数字が基準水位

住所直接入力エンターで中央に

※マップあいちを選択すると次以下のページに移行します。

検索

新着情報

2020年08月17日 New! 2020年8月21日(金曜日)のシステムメンテナンスについて

2020年08月07日 マップ「あいち消防団必須の店マップ」が更新されました

2020年08月03日 マップ「土砂災害情報マップ」が更新されました

2020年07月31日 マップ「産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ(令和2年7月31日)」が更新されました

全てのマップ くらし・安全 環境・まちづくり 子育・遊ぶ 産業・経済 県政 地域情報・他

並び替え: 日付順(新) 日付順(古) 検索:

特定県河川課計画グループ 建設県河川課計画グループ

社会福祉施設 総務局総務部情報政策課インターネット運用グループ

病院 総務局総務部情報政策課インターネット運用グループ

警察・消防関係機関 総務局総務部情報政策課インターネット運用グループ

津波災害情報マップ 建設県河川課環境・海づくりグループ

39

## 4(1)災害時の情報収集について

(洪水編)

### 災害時の情報収集

～降雨・災害時のリスク情報確認のため①～

愛知県 建設局 河川課

40

# 水位を予報・周知する河川

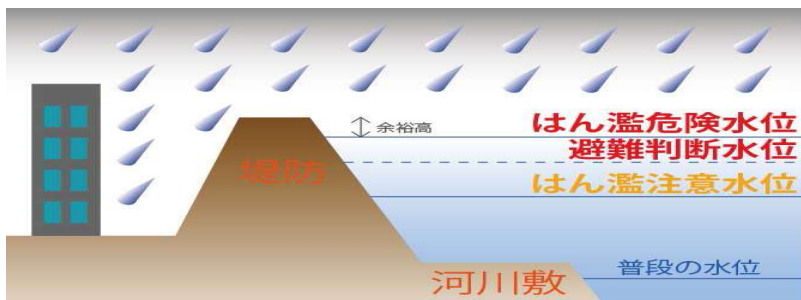
○洪水により重大又は相当な損害を生じる恐れがある※「中小河川」を「洪水予報」又は「水位周知」河川として指定

※基準：流域面積概ね30km<sup>2</sup>、想定氾濫内人口5000人以上又は沿川にDIDを含む有堤河川を選定。



## 国管理河川の水位情報

### 木曾川、庄内川（洪水予報河川）

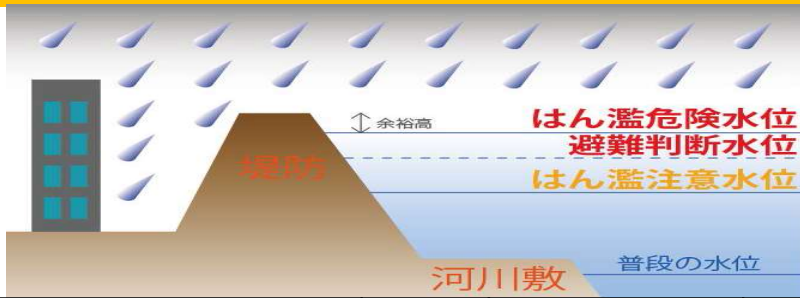


河川名 (対象浸水想定区域)	木曾川				庄内川
水位観測局名	木曾成戸	笠松	犬山	今渡	枇杷島
氾濫危険水位 (警戒レベル4相当) ○避難勧告・避難指示(緊急)の目安水位	8.90m	13.60m	12.20m	11.50m	8.90m
避難判断水位 (警戒レベル3相当) ○避難準備・高齢者等避難開始の目安水位	8.70m	13.40m	11.60m	11.10m	8.50m
氾濫注意水位 (警戒レベル2相当) ○住民の氾濫情報への注意喚起	5.80m	10.40m	9.20m	5.50m	5.60m

# 県管理河川の水位情報

新川、日光川（洪水予報河川）

五条川、蟹江川、福田川（水位周知河川）



河川名（対象浸水想定区域）	新川	日光川		五条川	蟹江川	福田川
水位観測局名	水場川 外水位	古瀬	戸苅	春日	木田	新居屋
氾濫危険水位 （警戒レベル4相当） ○避難勧告、避難指示（緊急）の目安水位	5.20m	2.00m	3.50m	5.55m	1.55m	0.95m
避難判断水位 （警戒レベル3相当） ○避難準備・高齢者等避難開始の目安水位	4.40m	1.80m	2.90m	5.05m	1.30m	0.70m
氾濫注意水位 （警戒レベル2相当） ○住民の氾濫情報への注意喚起	3.00m	1.30m	2.30m	3.90m	0.90m	0.25m

43

## 国土交通省 川の防災情報

1 / 4

大雨時の川のはん濫の危険性を知らせる

### 国土交通省 川の防災情報

身近な「雨の状況」、「川の水位と危険性」、「川の予警報」などをリアルタイムでお知らせするウェブサイトです。



住民の方々から自らはん濫の危険性を知り、的確な避難行動などに役立つように、利用者目線に立った新しい「川の防災情報」を提供しています

パソコンから <http://www.river.go.jp/>  
スマートフォンから <https://www.river.go.jp/s/>  
英語版 <https://www.river.go.jp/e/>

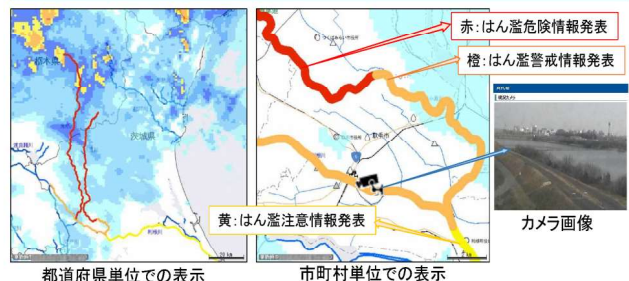


国土交通省

### ■あなたが住んでいる場所のはん濫の危険性を知ることができます。

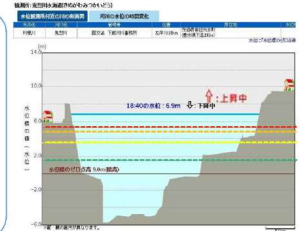
川の水位や雨の現在の状況がわかります。

- 水位の変化に応じて予警報が発表されると川の表示の色が変わります。
- カメラのアイコンをクリックすると、現在の川の状況をカメラ画像で確認することができます。
- レーダーによる雨の状況もわかります。



川の水位で現在のはん濫の危険性がわかります。

- 川の水位が上昇している時は水位情報と共に ↑:上昇中 の表示がされます。
- 近くの川の水位が高いほど、身近ではん濫する可能性が高まります。
- はん濫の危険性が高くなっている川の近くでは、身の安全の確保を図るなど、適切な防災行動をお願いします。



「川の防災情報 全国」と検索 → 「川の防災情報:全国概況」を選択

44

国土交通省 川の防災情報

全国概況

川の防災情報 : 全国概況

情報の見方 水位雨量 カメラ レーダ ダム 水質 河川の観測所 お知らせ Q&A リンク 操作方法 サイトマップ 水防関係

■全国の雨量分布

■河川の水位と雨量の状況、浸水想定区域図

地域を選択してください

北海道	東北	関東	北陸
<b>中部</b>	近畿	中国	四国
九州	沖縄	全国	

市町村名・都道府県名から探す  検索

郵便番号・市外局番から探す

■大雨が降っている、または、河川の水位が高い観測所

地上雨量が 60分 30mm以上  河川の水位が はん濫注意水位以上

■河川の洪水予報の発表地方

はん濫発生  
 はん濫危険水位  
 避難判断水位  
 はん濫注意水位

更新時刻: 2018/07/18 11:20

「中部」を選択

45

国土交通省 川の防災情報

都道府県概況(河川の水位と雨量の状況)

中部 - 愛知県 - あま市 表示

河川の水位と雨量の状況 雨量分布(レーダ)の推移

レーダ雨量 [mm/h]

80
50
30
20
10
5
1
欠測

■観測所・データ一覧表

雨量  
河川の水位  
ダム情報

■河川の洪水予報発表状況

9/7 16:25 / 愛知県日光川水系 日光川  
河ま、汎濫注意水位を下回る

■ダム放流通知発表状況

河川の水位

△水位観測所  
〰河川の洪水予報

汎濫発生  
 汎濫危険水位  
 避難判断水位  
 汎濫注意水位  
 水防団待機水位  
 基準水位未設定  
 欠測  
 上昇中または変化なし  
 下降中

▽ダム放流状況

異常洪水時防災操作等実施中  
 洪水貯留操作実施中  
 通常時

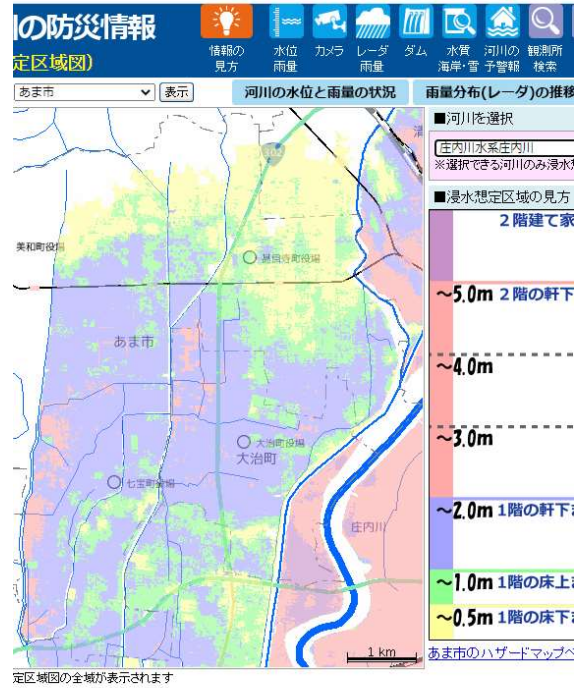
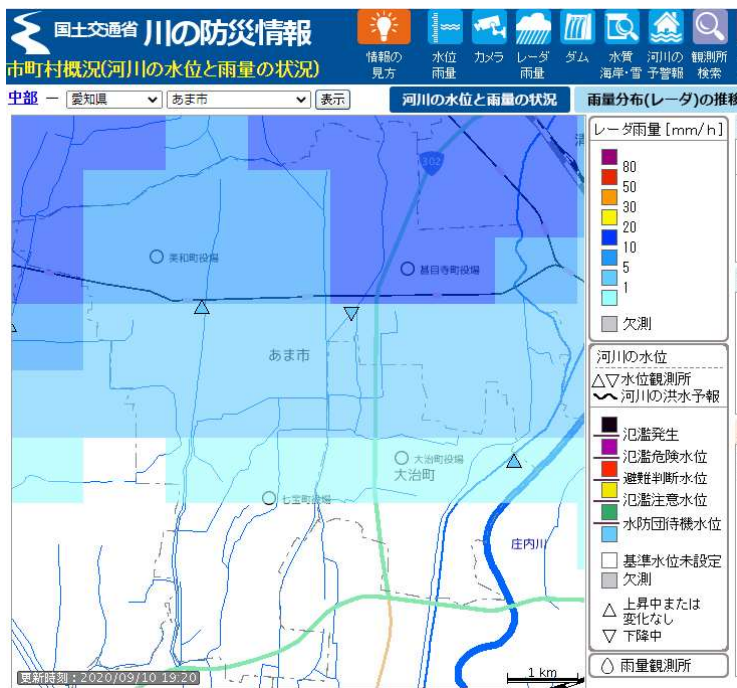
更新時刻: 2020/09/10 16:54

「中部」-「愛知県」-「あま市」を選択し表示をクリック

46

あま市内(水位計)

庄内川 あま市内(洪水浸水想定区域図)



あま市内の雨量情報や福田川などの水位計、庄内川の洪水浸水想定区域を閲覧できる。

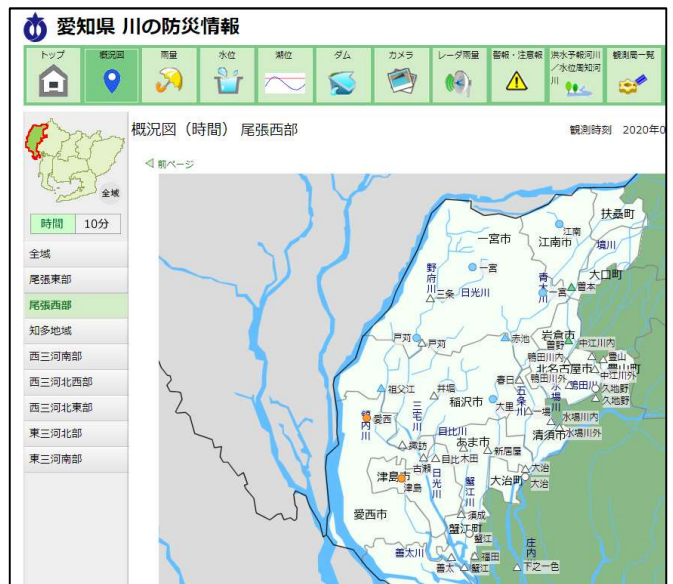
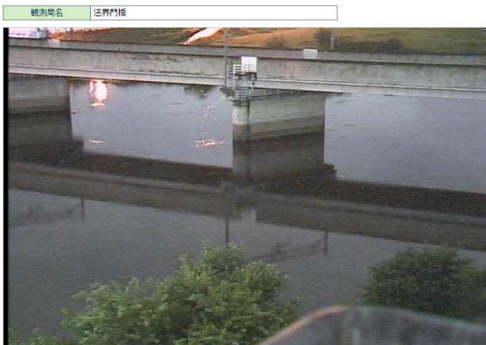
## 愛知県 川の防災情報(国管理河川以外の例)

愛知県 川の防災情報

水位表(時間) 尾張西部

観測時刻 2020年09月10日 19時

観測所名	三島	指父江	豊野	新原
水名	日光川	日光川	庄内川	日光川
河川名	日光川	日光川	庄内川	日光川
氾濫危険水位 [m]	(4.66)	★2.10	★4.05	★0.95
避難判断水位 [m]		★1.60	★3.65	★0.70
出動水位 [m]	(3.59)	(1.30)	(3.15)	(0.60)
氾濫注意水位 [m]	(2.90)	(0.75)	(2.60)	(0.25)
水防団待機水位 [m]	(2.03)	(0.10)	(1.85)	(-0.10)
月/日 時/分	水位	水位	水位	水位
	TPm	TPm	m	TPm
09/09 20:00	1.51	0.26	1.29	-1.00
09/09 21:00	1.46	0.27	1.24	-1.02
09/09 22:00	1.42	0.28	1.20	-1.05
09/09 23:00	1.43	0.30	1.17	-1.06
09/10 00:00	1.41	0.34	1.14	-1.06
09/10 01:00	1.40	0.34	1.12	-1.05
09/10 02:00	1.40	0.36	1.10	-1.03
09/10 03:00	1.40	0.06	1.08	-0.99
09/10 04:00	1.39	-0.15	1.07	-0.95
09/10 05:00	1.39	-0.27	1.04	-0.90
09/10 06:00	1.39	-0.38	1.02	-0.84
09/10 07:00	1.41	-0.25	1.03	-0.77
09/10 08:00	1.41	0.11	1.04	-0.72
09/10 09:00	1.41	-0.25	1.04	-0.66
09/10 10:00	1.43	-0.21	1.06	-0.61
09/10 11:00	1.46	0.30	1.03	-0.55



【提供情報】  
雨量、県管理河川の水位  
県管理河川のカメラ画像 など



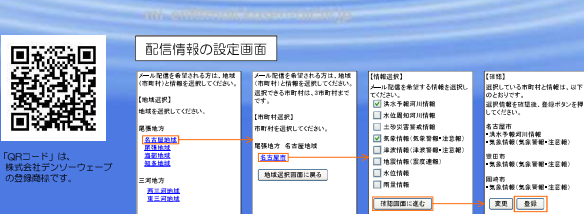
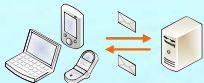
# みずから守る防災情報メールサービス(登録型)

登録型防災情報メールサービス  
みずから守る防災情報メールサービス



「みずから守る防災情報メールサービス」を令和元年11月に更新しました。  
この更新に伴い、利用には新たな設定が必要となります。  
再登録をお願いします。

ご登録は ml-ent@mail.kasen-aichi.jp へ空メールを送信



愛知県 お問い合わせ先 愛知県建設局河川課企画グループ ☎ 052-954-6553

大雨、水位、土砂災害などの防災情報をスマートフォン等にメールでお知らせします。

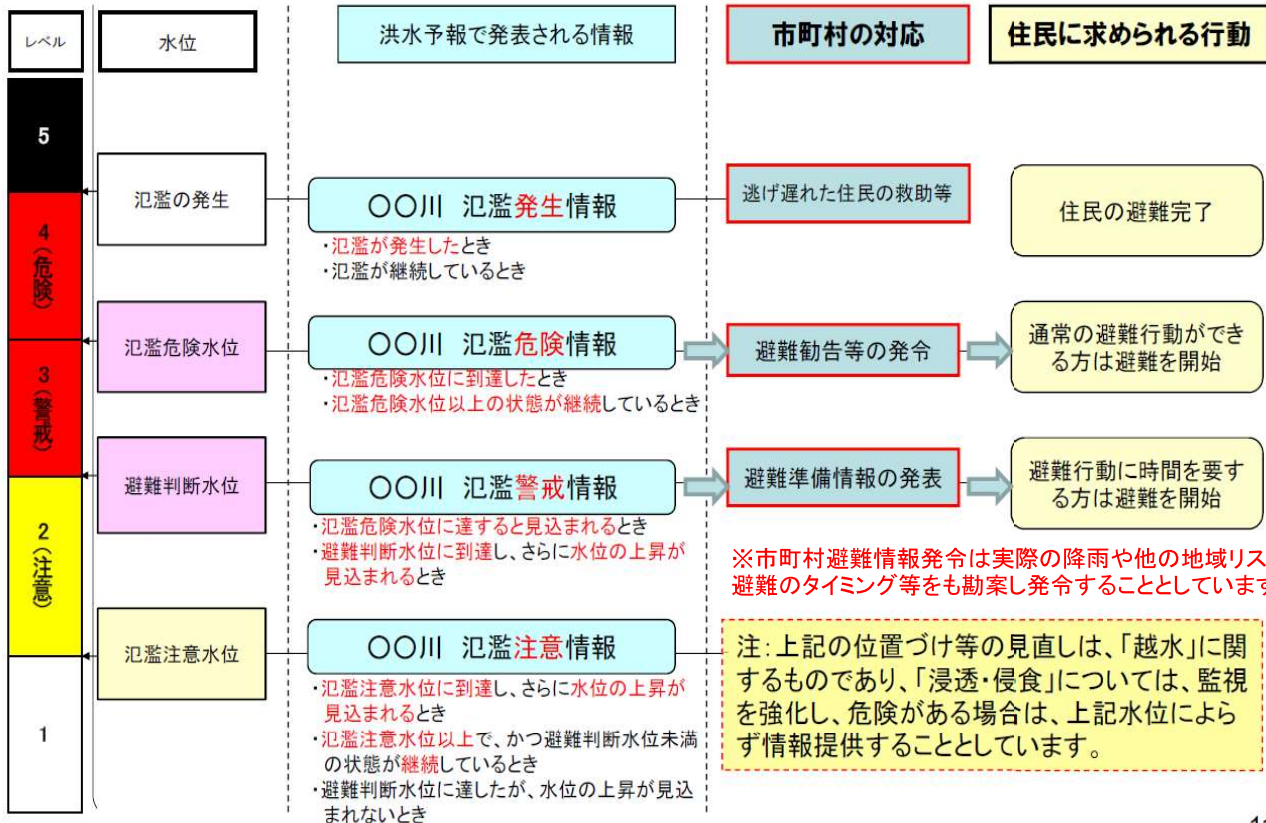
## 【配信情報】

洪水予報河川情報、水位周知河川情報、土砂災害警戒情報、気象情報、津波情報、地震情報、水位情報、雨量情報の8種類から必要な情報を選択し、最大3市町村まで登録可能。

## 【登録方法】

ご登録は ml-ent@mail.kasen-aichi.jp へ空メールを送信してください！

# 河川水位と洪水予報と避難情報の関係



# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信 ～平成30年5月1日からは国管理全河川で洪水情報が配信～



## 洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

**※国管理河川のほか現在県管理河川は「新川」、「天白川」、「日光川」、「境川・逢妻川」洪水予報(氾濫危険情報:レベル4相当)をプッシュ配信しています**

51

国土交通省報道資料(一部改変)<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/bohsai/suibou/push.pdf>

## 4(2)災害時の情報収集について

### (津波編)

## 災害時の情報収集

～地震発生時の津波リスク情報確認のため②～

愛知県 建設局 河川課

52

# 〈参考〉気象庁HP 津波警報等

愛知県内は「伊勢・三河湾」、「愛知県外海」の予報区単位に地震発生から3分を目標に气象台発表

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が強い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

「緊急速報メール(プッシュ)」  
(緊急地震速報及び津波警報以上の情報)

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>※</sup> や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報(*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※ 気象庁防災情報XMLフォーマット本文では、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」に組み込まれて発表されます。

### 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。  
(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。)

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに関しては十分な留意が必要である旨を発表します。

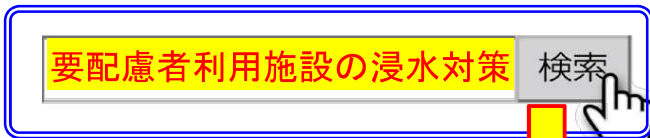
※ 気象庁防災情報XMLフォーマット本文では、「津波予報」は「津波警報・注意報」としてまとめられて発表されます。

地震発生時には地元市町村、  
テレビ・ラジオ等マスコミ報道等の  
情報収集に努める

## 5 避難確保計画の作成方法について (洪水・津波)

愛知県 建設局 河川課

# 避難確保計画作成の様式等の入手方法

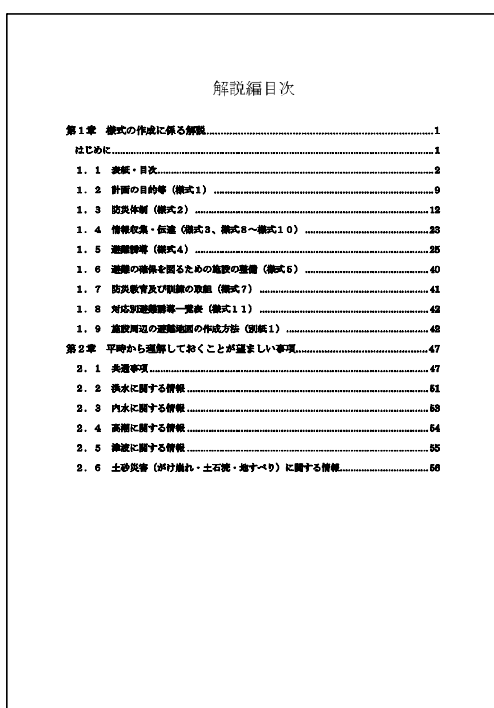
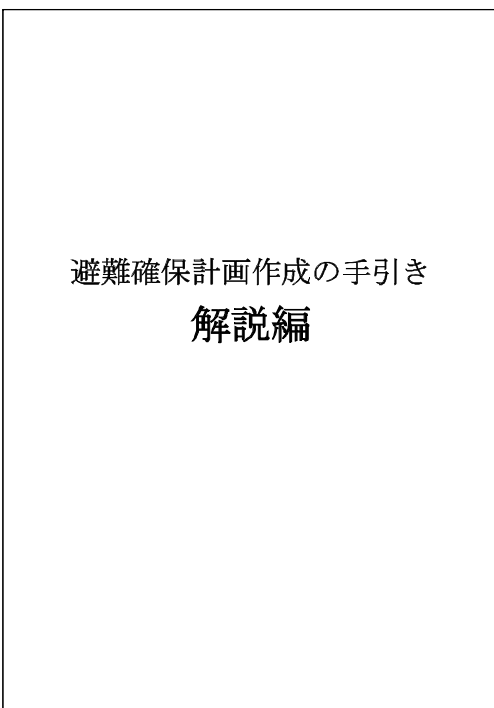


・計画策定にあたっては、「避難確保計画作成の手引き(解説編)」を参照。

・施設の種類に応じた様式を使用。(社会福祉施設、学校、医療施設の3種類から該当するものを選択。)

## 避難確保計画作成の手引き(解説編)

- 避難確保計画作成する場合に、**避難確保計画作成の手引き(解説編)**も併せて参照頂くことを推奨



# 避難確保計画作成の様式

- 施設管理者などが、Excelの様式に必要な事項を入力すると、避難確保計画が作成できるツール

左側は様式

右側は記載例

社会福祉施設  
避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名： \_\_\_\_\_】

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 作成

社会福祉施設  
避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）  
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○○】

○ 年 ○ 月 作成

このエクセルファイルの使い方  
作業シートの必要な項目を入力してください。  
記入する箇所は黄色の背景で示しています。  
様式2は対象となる災害のみ記入してください。  
自衛水防組織を設定する場合と設定しない場合がありますので、目次を参考に作成してください。  
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

## 対象災害の選択

「対象災害選択シート」

- 対象となる災害を選んでください。
- 自衛水防組織の有無を選んでください。

入力項目	入力セル	入力例
（対象災害）		
洪水	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外    ○/×
内水	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外    ○/×
高潮	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外    ○/×
津波	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外    ○/×
土砂災害	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外    ○/×
（自衛水防組織）		
自衛水防組織	<input type="radio"/>	○：有り、×：無し    ○/×

対象となる災害の種類、及び自衛水防組織の有無について、「○」か「×」かによって選択。

# 表紙

記載例

## 社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【施設名： ○○○○○】

○ 年 ○ 月 作成

このエクセルファイルの使い方  
作業シートの必要な項目を記入してください。  
記入する場所は桃色の空欄で示しています。  
様式2は対象となる災害のみ記入してください。  
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。  
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

「社会福祉施設」の様式を使用した場合の記載例（以下、同様）

手引き（解説編）の該当箇所をオレンジ色の囲みで表示

記入する場所は塗りつぶし（桃色）の空欄で示しています。

# 目次

記載例

### 様式編 目次

青色の書影は市町村長へ提出してください。  
自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

**自衛水防組織を設置する場合**

項目	様式等	ページ
1 計画の目的	様式1	1
2 計画の報告	様式1	1
3 計画の適用範囲	様式1	1
4 防災体制	様式2	2～5
5 情報収集・伝達	様式3	6
6 避難誘導	様式4	7
7 避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8 防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9 自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10 防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12 緊急連絡網	様式9	12
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	13
15 防災体制一覧表	様式12	13
施設周辺の避難地図	別紙1	—

**自衛水防組織を設置しない場合**

項目	様式等	ページ
1 計画の目的	様式1	1
2 計画の報告	様式1	1
3 計画の適用範囲	様式1	1
4 防災体制	様式2	2～5
5 情報収集・伝達	様式3	6
6 避難誘導	様式4	7
7 避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8 防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9 自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10 防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12 緊急連絡網	様式9	11
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15 防災体制一覧表	様式12	13
施設周辺の避難地図	別紙1	—

市町村長への提出は不要

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

（洪水、内水、高潮が対象となる場合）  
要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています（水防法第十五条の三第6項）。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

（津波、土砂災害が対象となる場合）  
要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。

（参考）自衛水防組織を設置している場合としない場合の組織図

《自衛水防組織を設置する場合》

```

graph TD
    A[管理権限者] --- B[統括管理者]
    B --- C[総括・情報班]
    B --- D[避難誘導班]
                    
```

《自衛水防組織を設置しない場合》

```

graph TD
    A[管理権限者] --- B[情報収集伝達委員]
    A --- C[避難誘導委員]
                    
```

（洪水、内水、高潮が対象となる場合）要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています。（水防法第十五条の三第6項）

（津波が対象となる場合）要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。

60

# 避難確保計画の目次(様式で作成した場合)

1. 計画の目的
2. 計画の報告
3. 計画の適用範囲
4. 防災体制
5. 情報収集・伝達
6. 避難誘導
7. 避難の確保を図るための施設の整備
8. 防災教育及び訓練の実施
9. 自衛水防組織の業務に関する事項 自衛水防組織を設置の場合

様式 1

## 1 計画の目的 2 計画の報告 3 計画の適用範囲

記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防 解説編 第1章1.2 計画の目的等(様式1)

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4)  
施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)  
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載  
※夜間は入所部門の人数を記載  
※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

- 計画の見直し  
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。
- 事前休業の判断について  
大型台風の影響が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とするまたは午前 8 時の時点で、全県下又は「〇〇市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報  
大雨警報又は特別警報  
洪水警報

解説編 第1章1.2(5)  
事前休業の判断について

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

**施設の人数を記載**

※状況が大幅に変更となった場合は、各時点で修正して再提出が必要

# 4 防災体制(洪水)

**洪水** 記載例

4 防災体制 解説編 第1章1.3(2)  
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》  
防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》  
防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制の判断時期及び役割分担】

体制の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合は <input type="checkbox"/> 洪水注意警報発令 <input type="checkbox"/> ○○河(○○地点) 注意注意情報発表	注意体制 レベル2	洪水警報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合は <input type="checkbox"/> 避難指示・高齢者等避難開始の発令 <input type="checkbox"/> 洪水警戒警報発令 <input type="checkbox"/> ○○河(○○地点) 注意警戒情報発表	警戒体制 レベル3	洪水警報等の情報収集 使用する機器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 避難誘導等の実施	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合は <input type="checkbox"/> 避難指示(緊急)の発令 <input type="checkbox"/> ○○河(○○地点) 注意非常情報発表	非常体制 レベル4	区域内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

レベル2 注意体制  
・災害モードへスイッチを切り替える。  
・気象情報等の収集を行う。

レベル3 警戒体制  
・避難場所へ避難する準備を行う。  
・緊急応答の避難誘導を開始する。

レベル4 非常体制  
・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を設定することも必要である。

※洪水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発令・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風  
大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

◎企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を記載

防災体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制の3段階で設定

# 4 防災体制(津波・到達時間が短い場合)

**津波到達時間が短い場合** 記載例

4 防災体制 解説編 第1章1.3(2)  
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》  
防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》  
防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制の判断時期及び役割分担】

体制の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
<input type="checkbox"/> 緊急地震速報	注意体制 レベル2	津波情報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
<input type="checkbox"/> 津波注意警報発令	警戒体制 レベル3	津波情報等の情報収集 使用する機器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(情報収集伝達要員)
<input type="checkbox"/> 避難指示(緊急)の発令 <input type="checkbox"/> 津波警報、津波特別警報(大津波警報)の発令 <input type="checkbox"/> 危険の程度を確認等	非常体制 レベル4	避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

注意体制  
・災害モードへスイッチを切り替える。  
・気象情報等の収集を行う。

警戒体制  
・避難場所へ避難する準備を行う。

非常体制  
・避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を設定することも必要である。



# 4 防災体制(津波・到達時間が長い場合)

**津波到達時間が長い場合** 記載例

4 防災体制 解説編 第1章1.3 (2) 防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》  
 防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》  
 防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達委員、避難誘導委員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制の判断時期及び役割分担】

体制の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
<input type="checkbox"/> 緊急地震速報 <input type="checkbox"/> 津波注意報発表 <input type="checkbox"/> 津波地震に関する情報	注意体制 体制確立	津波情報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達委員)
<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の発令 <input type="checkbox"/> 津波警報発表	警戒体制 体制確立	津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員) 総括・情報班(情報収集伝達委員) 総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員)
<input type="checkbox"/> 避難勧告・避難指示(緊急)の発令 <input type="checkbox"/> 津波警報発表(被害の甚い地域の場合) <input type="checkbox"/> 津波特別警報(大津波警報)発表 <input type="checkbox"/> 危険の程度を確認等	非常体制 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導委員)

注意体制  
 ・災害モードへ気持ちを切り替える。  
 ・気象情報等の収集を行う。

警戒体制  
 ・避難場所へ避難する準備を行う。  
 ・要配慮者の避難誘導を開始する。

非常体制  
 ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに発定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

# 河川に係る情報

• **どの河川の浸水想定区域に該当かを確認**

• 防災体制への「避難トリガー」の水位名称を河川に合わせて修正する

洪水予報河川 (※木曾川、庄内川) → 氾濫注意情報  
 ( 新川、日光川 ) 氾濫警戒情報  
 氾濫危険情報

【防災体制の判断時期及び役割分担】

体制の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 洪水注意報発表 <input type="checkbox"/> 〇〇川(〇〇地点) 氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達委員)
以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の発令 <input type="checkbox"/> 洪水警報発表 <input type="checkbox"/> 〇〇川(〇〇地点) 氾濫警戒情報発表	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員) 総括・情報班(情報収集伝達委員) 総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員)
以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 <input type="checkbox"/> 〇〇川(〇〇地点) 氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導委員)

水位周知河川 (※五条川、蟹江川、福田川) → 氾濫注意水位到達  
 避難判断水位到達  
 氾濫危険水位到達

# 5 情報収集・伝達

記載例

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（AM000）
その他	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、エリメール・緊急速報メール、防災メール
	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
その他	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が

無いか等、施設内から確認を行う。

解説編 第1章1.4 (1) 情報収集

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、

「 A 会 （避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは A 会 （避難場所）において

行う。利用者の引き渡し開始は〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

解説編 第1章1.4 (2) 情報伝達

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

他にも施設で利用できる情報源があれば記入する（緊急速報メール、民間アプリなど）

収集した情報は、施設内関係者の間で共有する

# 6 避難誘導

## ● 避難場所・移動距離・移動手段などを記載

記載例

### 6 避難誘導

#### (1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きい、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家庭用車等北極圏指定区域に位置する場合は立ち寄り避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択手段の一つである。利用者に合わせて移動手段を考慮する。避難場所への立ち寄り避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち寄り避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち寄り避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

施設名	避難場所名	移動距離	移動手段	
			徒歩	車
施設名（洪水）	A会（五対グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施設名（内水）	A会（五対グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施設名（高層）	A会（五対グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施設名（津波）	B施設	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施設名（土砂災害、がけ崩れ・土石流・崩すべり）	C施設（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

立ち寄り避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

施設名	避難場所名	移動距離	移動手段	
			徒歩	車
施設名（洪水）	C施設（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設名（内水）	C施設（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設名（高層）	C施設（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設名（津波）	D小学校（夜間避難以上）	350 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施設名（土砂災害、がけ崩れ・土石流・崩すべり）	C施設（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

#### 2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階 エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階 エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（高層）	本施設	2 階 エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（津波）	指定無	階
施設名（土砂災害、がけ崩れ・土石流・崩すべり）	本施設（耐震の反響制）	2 階 エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

#### 3) 近隣の安全な場所※

立ち寄り避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「 O公園 」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

#### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難経路については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

施設の高さと想定浸水深を比較して、屋内安全確保ができるかも確認する

# 別紙1 施設周辺の避難地図

市町村ハザードマップなどを確認して、避難経路図を作成し、別紙1に貼り付け

- 合理的な避難場所を設定する
- **経路内に冠水しやすい道路やアンダーパスがないかの確認**
- **あふれやすい水路にも注意する**
- ルートも複数あるとよい

解説編 第1章1.9  
施設周辺の避難地図の作成方法(別紙1) 記載例

【施設周辺の避難地図】  
洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所1	避難場所2	
洪水	A会(系列グループホーム)	C高校(体育館)	本施設2階
内水	A会(系列グループホーム)	C高校(体育館)	本施設2階
高潮	A会(系列グループホーム)	C高校(体育館)	本施設2階
津波	B神社	D小学校(校舎2階以上)	指定無
土砂	C高校(体育館)	C高校(体育館)	本施設(斜面の反対側)2階

※施設的位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段(徒歩、自動車等)を記載  
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

## 7 避難の確保を図るための施設の整備に関する情報 8 防災教育及び訓練の実施

記載例

解説編 第1章1.6  
避難の確保を図るための施設の整備(様式5)

7 避難の確保を図るための施設の整備  
情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。  
利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、利用者)、案内旗、タブレット、 携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光塗料
施設内の一時避難	水(1人あたり9リットル)、食料(1人あたり9食分)、 寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板、	〇〇〇〇

土砂災害に対する避難を確保するための対策※	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン(屋外設置)、	〇〇〇〇

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施  
毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。  
毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。  
その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

解説編 第1章1.7  
防災教育及び訓練の取組(様式7)

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

情報収集・伝達手段と資器材の対応に注意

「屋内安全確保(垂直避難)」用にも水・食料・電源・医薬品などを備蓄

毎年1回以上は講習・訓練を行い確認。「出水期(6月〜)」が始まる前4~5月に行う事が望ましい。

## 9 自衛水防組織の業務に関する事項 (自衛水防組織を設置する場合)

記載例

### 9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
  - ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

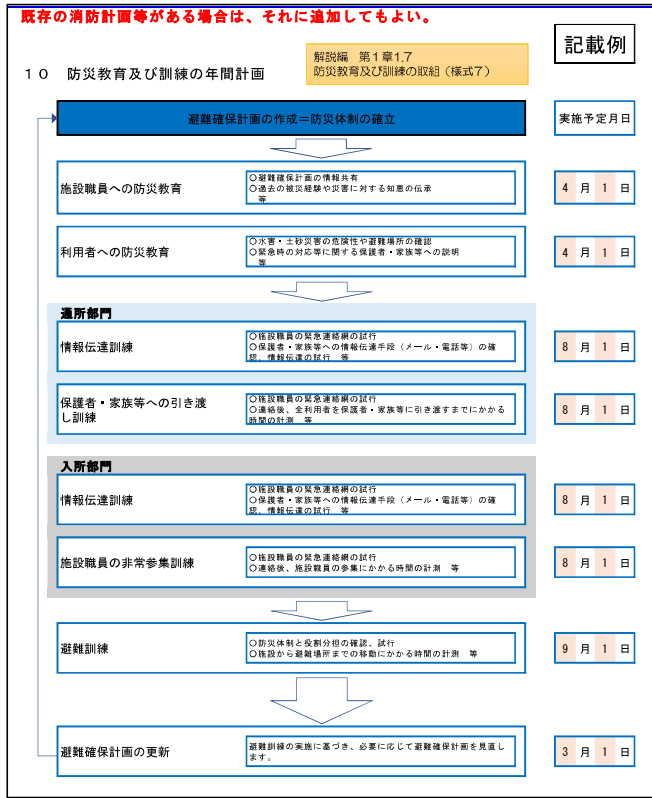
71

## 避難確保計画の非提出部分について (洪水・土砂災害・津波とも共通)

- 個人情報などを含み、随時更新が行われる部分については、提出不要になっています。
- 目次
  - 10 防災教育及び訓練の年間計画
  - 11 利用者緊急連絡先一覧表
  - 12 緊急連絡網
  - 13 外部機関等の緊急連絡先一覧表
  - 14 対応別避難誘導一覧表
  - 15 防災体制一覧表(自衛水防組織を設置しない場合)
  - 別添 自衛水防組織活動要領(自衛水防組織を設置する場合)
  - 別表1 自衛水防組織の編成と任務(自衛水防組織を設置する場合)
  - 別表2 自衛水防組織装備品リスト(自衛水防組織を設置する場合)

72

# 10 防災教育及び訓練の年間計画(随時更新)



既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい

職員講習会と避難訓練は年に1回以上。また「出水期(6月~)」が始まる前4~5月に行う事が望ましい。

# 11 利用者緊急連絡先一覧表(随時更新、個人情報)

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

解説編 第1章1.4(3) 施設職員間や施設の内外的連絡体制の整備

記載例

11 利用者緊急連絡先一覧表

利用者	緊急連絡先				その他 (緊急連絡先等)
	氏名	住所	電話番号	住所	
1	〇〇〇〇	84 〇市1丁目××	△△△△	〇市1丁目××	090-1234-5678
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	〇〇〇〇	90 〇市3丁目××	△△△△	〇市2丁目××	090-1234-5678
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

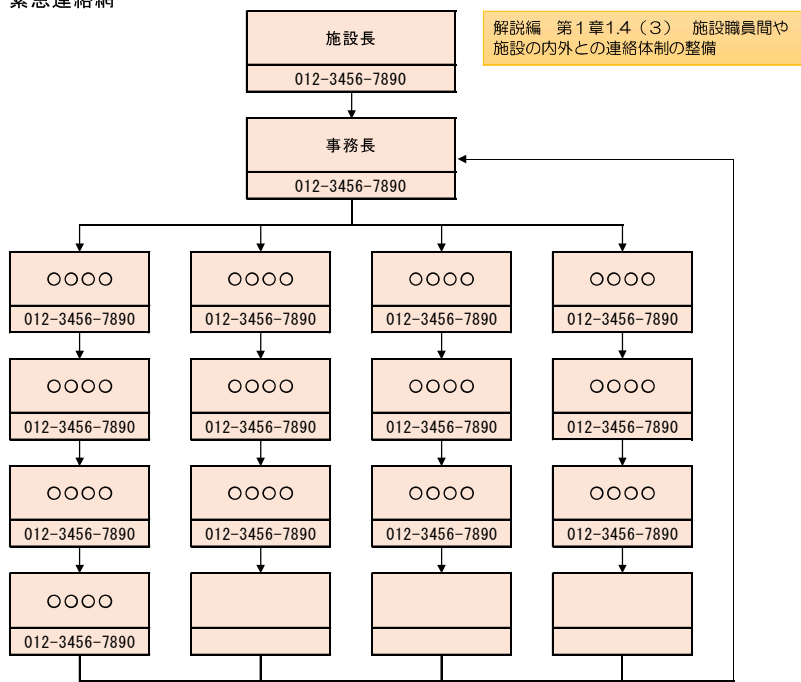
既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい

# 12 緊急連絡網 (随時更新・個人情報)

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

## 1 2 緊急連絡網



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

# 13 外部機関等の緊急連絡先一覧表 (随時更新・個人情報)

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

## 1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村 (防災担当)	012-3456-7890	
市町村 (福祉担当)	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。



# 別添 自衛水防組織活動要領

記載例

## 自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

# 別表1 自衛水防組織の編成と任務 別表2 自衛水防組織装備品リスト

記載例

解説編 第1章1.3(3)  
防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

## 自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（施設長）（代行者 事務長）

	担当者	役割
総括・情報班	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

記載例

## 自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。



## 消防計画に追記する例 ・以下の6事項を追記する

### ①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

### ②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

### ③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

### ④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

### ⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

### ⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)  
第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。  
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(自衛水防の組織と任務分担)  
第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

役割	任務内容
統括管理者	自衛水防組織の各役員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各役員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難経路の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)  
第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

体制	体制の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇〇情報発表 〇〇〇〇地区避難準備・要救助者等避難開始発令	情報収集、要救助者等、要救助者の避難誘導、...	情報伝達係、避難誘導係、...
非常体制	〇〇〇情報発表 〇〇〇〇〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、...	避難誘導係、...

(洪水時の避難誘導)  
第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

- 避難場所・経路
  - 第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
  - 上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇〇棟の2階へ避難し、厳重に安全確保を図る。
- 避難誘導方法
  - 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの経路、道路状況について予め説明する。
  - 避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

(洪水に備えての準備品)  
第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内図、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式用器具、電池、携帯電話/バッテリー、ラジオ/ジャック、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・作業員

(洪水対策に係る教育及び訓練)  
第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3)避難誘導に係る訓練

この他「非常災害対策計画」、「学校危機管理マニュアル」に追記も可。

## 6 避難確保計画の提出方法について

あま市役所 総務部 安全安心課

# 避難計画提出期限

安全安心課へご提出お願いいたします。

データ作成で分からないことがある場合には  
お問い合わせください。



よろしくお願いいたします。

83

## 7 質疑応答

84

本日は、お忙しい中お越しいただき、  
ありがとうございました。

85

## 問い合わせ先

内容	問い合わせ先	電話番号
浸水想定区域の指定状況に関する事	木曾川上流河川事務所 国土交通省庄内川河川事務所 愛知県建設局河川課 あま市総務部安全安心課	058-251-1321 052-914-6713 052-954-6553 052-444-0862
津波災害警戒区域の指定状況に関する事	愛知県建設局河川課 あま市総務部安全安心課	052-954-6556 052-444-0862
計画の作成・提出に関する事	あま市総務部安全安心課	052-444-0862

86